

公 告

支担当第4号
令和6年4月12日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長 浅 沼 猛

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

- 1 入札方式 一般競争入札
- 2 入札日時 令和6年4月23日(火) 10:30
- 3 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室 (A棟 15階東側) (紙による入札がある場合のみ)
- 4 入札参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和4から6年度全省庁統一資格「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
(4) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。
- 5 入札方法 落札決定にあたっては、総額(税・サ込)をもって落札価格とする。
- 6 保証金 入札保証金 免除
契約保証金 免除
- 7 入札の無効 4の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 8 契約書の作成 作成する。
- 9 契約条項 役務請負契約条項(基本契約条項)
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
- 10 入札に付する事項
 - (1) 件 名 宿舍借上(市ヶ谷その2)
 - (2) 要求番号 24S1E3014
 - (3) 規 格 仕様書のとおり
 - (4) 数 量 1式
 - (5) 履行場所 仕様書のとおり
 - (6) 履行期間 仕様書のとおり
- 11 その他付記事項
 - (1) 入札に先立ち、資格決定通知書(全省庁統一資格)の写しを統合幕僚監部会計室契約係に提出されたい。
 - (2) 任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。
令和6年4月17日(水) 12:00 まで(メール又はFAX可) [大久保:j1okubo@ext.js.mod.go.jp](mailto:j1okubo@ext.js.mod.go.jp)
 - (3) 郵便入札については、入札日の前日、担当者必着分までを有効とする。郵便入札による場合はその旨を下記担当者まで連絡すること。
 - (4) 代理による入札者は、入札時まで委任状を提出すること。
 - (5) 入札説明会は実施しない。
- 12 本記載事項への照会
入札に関する事項の問い合わせ先 統合幕僚監部総務部総務課会計室担当:水谷
TEL:03-3268-3111(内線30155) FAX:03-5269-3282 [MAIL:jl Mizutani@ext.js.mod.go.jp](mailto:jl Mizutani@ext.js.mod.go.jp)

郵送による入札について

1 郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

また、あて先は「防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約」とすること。

2 郵送する書類等

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写）
- (2) 入札書

3 封筒について

前項（2）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長3（縦235mm×横1230mm）程度とし、表面に「入札書在中」と黒又は赤で記載の上、必ず封筒すること。

封筒したうち封筒を前項（1）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付すること。

4 入札の回数

初度入札のみ有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は、無効とする。

6 その他

- (1) 郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する、
- (2) 郵送先は次のとおりとする。

〒162-8805

東京都新宿区市谷本村町5-1

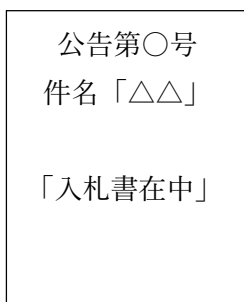
防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者 宛

○参考○

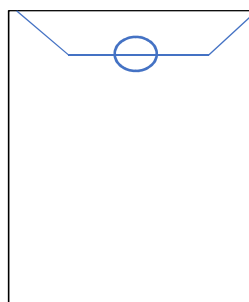
あくまでも例なので、縦横等は任意

貴社名も明記してください。

内封筒（表）長3程度

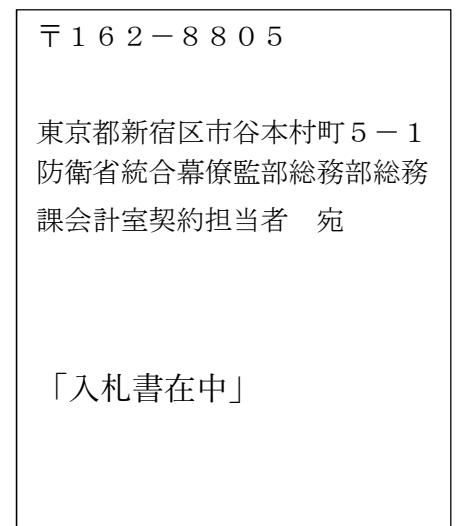


内封筒（裏）

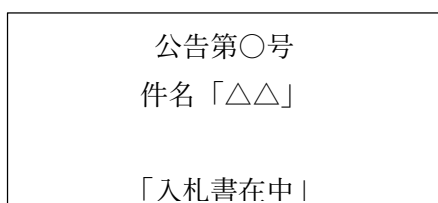


外封筒

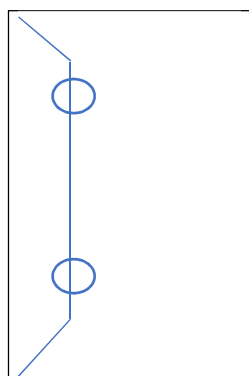
(内封筒が入るサイズ)



又は



又は



入札書・見積書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会計室長 浅沼 猛 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号 : 24S1E3014

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額¥			履 行 期 限		仕様書のとおり	
			履 行 場 所		仕様書のとおり	
品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
宿舎借上(市ヶ谷その2)	仕様書のとおり	式	1			税・サ込
	以下余白					
合 計						

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額に相当する金額を記入する。

入札書・見積書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

防衛省統合幕僚監部総務部総務課

会計室長 浅沼 猛 殿

年月日を記入

住所・会社名・代表者名・
連絡者を記入(ゴム印等可)

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
担 当 者 連 絡 先

調達要求番号： 24S1E3014

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額¥				履行期限		仕様書のとおり	
				履行場所		仕様書のとおり	
件名	規格	単位	数量	単価	金額	備考	
宿舍借上 (市ヶ谷その2)	仕様書のとおり	式	1			税・サ込	
	以下余白						
合	計						

各欄に入札金額
(税込)を記入

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額に相当する金額を記入する。

調達要求番号：24S1E3014

統合幕僚監部共通仕様書		
品名又は件名	仕様書番号	JSO-15-0002
宿舎借上（市ヶ谷その2）	作成年月日	平成27年12月15日
	改正年月日	令和4年 月 日
	作成担当課室等	統合幕僚監部総務部 総務課会計室

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省統合幕僚監部が行う宿舎借上について規定する。

2 一般事項

- この仕様書に明記されていない事項で必然的に付帯される事項は、契約相手方の責任において実施するものとする。
- この仕様書について、疑義及び意見がある場合は、契約前に申し出て、疑義の解決又は意見の調整を行うものとする。

3 仕様に関する要求

3.1 所在地

官の指定する場所に所在するものとし、細部は調達要領指定書のとおりとする。

3.2 宿舎規格

細部は、調達要領指定書のとおりとする。

4 宿泊予定日及び宿泊人数

細部は、調達要領指定書のとおりとする。

5 食事

細部は、調達要領指定書のとおりとする。

6 監督及び検査

監督・検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

7 その他

- この仕様書に示されない細部については、商慣習によるものとする。
- この仕様書において疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	24S1E3014
	調達要求年月日	令和6年 4月 12日
	作成部課	統合幕僚監部運用部運用第3課
	作成年月日	令和6年 4月 12日
品名	宿舎借上(市ヶ谷その2)	
仕様書番号	JSO-15-0002	

指定事項

仕様書第3項3.1、3.2、第4項及び第5項に係る事項は以下のとおりとする。

1 所在地

防衛省各門から徒歩35分以内で所在すること。

*別紙のとおり

- ・正門
- ・薬王寺門
- ・佐内門

2 宿舎規格

部屋のタイプについては、シングル又はツイン(バス及びトイレ付)を基準とする。(ツインの場合は、シングルユースとする。)

3 宿泊予定日及び宿泊人数

各所在地における利用予定は以下のとおり。

チェックイン日	チェックアウト日	泊	人数	部屋数
ア: 令和6年5月17日(金)	同年5月25日(土)	8	121	968
イ: 令和6年5月17日(金)	同年5月24日(金)	7	11	77
ウ: 令和6年5月20日(月)	同年5月25日(土)	5	2	10
エ: 令和6年5月20日(月)	同年5月24日(金)	4	30	120

4 その他

- (1) 門限等が無いこと。
- (2) 食事無し。
- (3) コインランドリーが宿泊施設内または宿泊施設から徒歩5分以内にあること。
- (4) 宿泊施設の選定においては、所在地の区分ごと同一宿泊施設を基準とするが、確保できなかった場合は複数宿泊施設を可とする。
- (5) 徒歩1分あたりの距離数は80mとする。

防衛省の各門



正門